

地方自治法施行令等の一部を改正する政令 概要

1. 政令の趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号。以下「平成 29 年自治法等改正法」という。）により、条例において、地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の職員（以下「地方公共団体の長等」という。）の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から、地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとされた。

本政令は、平成 29 年自治法等改正法の施行に伴い、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等を定めるとともに、所要の規定の整備を行う（計 5 本の政令を改正）。

2. 主な改正の概要

1. 地方自治法施行令関係（第 1 条関係）

(1) 普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る参酌基準及び責任の最低額関係（第 173 条関係）

平成 29 年自治法等改正法により、条例において、地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から、地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとされた（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 243 条の 2 第 1 項）。

これに伴い、当該政令で定める基準及び当該政令で定める額並びに当該一部免責に必要な手続等を定める。

(2) 所要の規定の整理

平成 29 年自治法等改正法により、自治法において条項ズレ等の改正が生じたこと等に伴い、所要の規定の整理を行う。

2. 公職選挙法施行令関係（第 2 条関係）

(1) 参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員の損害賠償責任の一部免責に係る参酌基準及び責任の最低額関係（第 1 条の 2 第 2 項関係）

普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に係る参酌基準及び

責任の最低額を定める地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）第 173 条の規定を、参議院合同選挙区選挙管理委員会（以下「合同選管」という。）の委員について準用するための規定の整備を行う。

(2) 合同選管の監査関係（第 1 条の 2 第 1 項関係）

平成 29 年自治法等改正法により、監査制度の充実強化に係る改正が行われたことに伴い、自治法のみなし適用規定について、所要の規定の整備を行う。

3. 地方公営企業法施行令関係（第 3 条関係）

平成 29 年自治法等改正法により、自治法において条項ズレの改正が生じたことに伴い、所要の規定の整理を行う。

4. 地方独立行政法人法施行令関係（第 4 条関係）

平成 29 年自治法等改正法により、地方独立行政法人の役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）が当該地方独立行政法人に対して負う損害賠償責任について、設立団体が地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに役員等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上の額を条例で定めている場合には、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償責任額から、当該条例で定める額を控除して得た額を限度として、設立団体の長の承認を得て免除することができる旨を業務方法書で定めることができることとされた（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 19 条の 2）。

これに伴い、当該政令で定める基準及び当該政令で定める額並びに当該一部免除に必要な手続等を定める。

5. 市町村の合併の特例に関する法律附則第 2 条第 1 項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令関係（第 5 条関係）

(1) 監査制度・損害賠償責任の見直しに係る規定の整備（第 44 条及び第 50 条関係）

平成 29 年自治法等改正法により、監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等の改正が行われたことに伴い、自治法・自治令の財務に関する規定を準用する場合の技術的読替えについて定める市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）附則第 2 条第 1 項ただし書の規定によりなおその効力を有することとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成 17 年政令第 55 号）第 44 条及び第 50 条について、所要の規定の整備を行う。

(2) 所要の規定の整理

平成 29 年自治法等改正法により、自治法において条項ズレ等の改正が生じたこと等に伴い、所要の規定の整理を行う。

3. 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日。ただし、5. (1)に係る経過措置の一部（附則第 2 条第 1 項及び第 3 項）は公布日。